

OSS 申請における保管場所標章の郵送交付について

令和4年1月4日から OSS 利用申請者のうち希望する方に対し、保管場所標章の郵送による交付を開始します。以下の手順により郵送交付の手続を行ってください。

★郵送交付の手続

- ① 保管場所標章交付手数料（審査終了後に支払う手数料）の納付まで進んだ後、保管場所を管轄する警察署に電話連絡し、「保管場所標章の郵送交付を希望する」旨を伝える。その際、警察署担当者の指示に従い、申請者氏名等の申請者を特定するために必要な情報のほか、OSS ポータルサイトトップページの「状況の照会」に表示される「警察内管理番号」を伝える。
- ② 保管場所標章交付手数料（審査終了後に支払う手数料）の納付後、OSS ポータルサイトトップページの「状況の照会」に表示される「警察署への手続」が「済」となっていることを確認する。
- ③ ②の確認後、保管場所を管轄する警察署に、任意の封筒により、以下のものを送付する。
 - 保管場所標章の交付を受けるレターパックプラス
郵送先（お届け先）欄、差出人（ご依頼主）欄等に必要事項を記載したもの。
 - ・ 郵送先（お届け先）欄：保管場所標章の郵送先を記載
 - ・ 差出人（ご依頼主）欄：保管場所の位置を管轄する警察署の住所、警察署名、電話番号を記載
 - ・ 品名欄：「保管場所標章」と記載
 - ※ レターパックプラスとは
520 円の全国一律料金で A4 サイズ 4 kg までの信書と荷物が送付できる特定封筒サービス。郵便局やコンビニエンスストアで購入することが可能
 - 保管場所標章郵送希望申請一覧
都道府県警察のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入したもの。
- ④ 警察署からレターパックプラスで返信された保管場所標章を自動車の後面ガラスに貼付

※ 郵送に係る一切の費用は、OSS 利用申請者等の負担となります。

※ 郵送手続に関して、ご不明な点があれば、保管場所を管轄する警察署へお問い合わせください。